

ドイツの新児童・青少年援助法(1990)と青少年活動

保 田 正 毅
(岩手大学)

はじめに

周知のようにドイツ連邦共和国(以下単にドイツという)においては、教育政策および教育行政のすべての問題に対し、原則として各州が立法および行政の権限を有することになっている。しかし学校外教育を含む校外の生活問題については、歴史的に国家が社会政策の一環に組み入れてきたという経緯があり、第二次大戦後においても連邦政府はそれを継承してきた。とりわけ1967年連邦憲法裁判所が、「非行少年の保護と健全な青少年の助成との間の境界は定かではない」という理由から、「青少年福祉(Jugendwohlfahrt)の領域においては青少年福祉保護(Jugendfürsorge)のみならず、青少年育成(Jugendpflege)をも含むものである。」⁽¹⁾という判決を下して以来、連邦政府は学校外生活・教育にかかわる政策を強めてきた。

1991年1月、連邦政府はこれまでの青少年福祉法(Jugendwohlfahrtsgesetz)を廃止し、新たに児童・青少年援助法(Kinder- und Jugendhilfegesetz)を施行した。これによって学校外生活・教育の関係条項も大巾に変更を遂げた。とりわけ学校外生活・教育に深くかかわる概念として、法律上はじめて青少年活動(Jugendarbeit)が登場し、その諸条項が定められたことは画期的意義をもつといってよい。そこで小論では、児童・青少年援助法で新たに規定された青少年活動について、旧青少年福祉法との関連を視野に入れつつ、その意義、担い手、活動内容等について考察を加えたい。

1. 旧青少年福祉法と青少年活動

旧青少年福祉法⁽²⁾は、青少年福祉を管轄する行政官庁の任務や組織、および福祉

保護のための手続を定めることを目的とした法律であった。したがって同法には青少年活動に関わる独自の条文もなければ、それを明確に定義する規定も存在していない。青少年活動に関わる事項は、青少年福祉行政を管轄する青少年事務所(Jugendamt)の任務の一部として触れられているにすぎない。同法第5条によれば、青少年事務所の任務は、種々の障害をもつ子どもを対象とした「特別な青少年福祉保護的任務(Besondere jugendfürsorgerische Aufgabe)」の他に、すべての子どもを対象とした「一般的な教育的任務(Allgemeine erzieherische Aufgabe)」があり、後者は「青少年の福祉(広義の意—筆者)のために必要な施設や催しを奨励しかつ助成するとともに、場合によっては新たに創り出すことである」とした。同条はそれについて8項目からなる具体的な課題を挙げているが、そのうち児童・青少年援助法という青少年活動に該当するのは次の3項目だけである。

- イ) 一般的な児童・青少年のレクリエーション、および家族ぐるみの休養の場合の児童や少年の教育的世話
- ロ) 余暇活動の援助、政治教育および国際交流
- ハ) 職業準備期間中の教育援助、職業訓練および父母の家以外への就職を含む職業従事

ところで同法には未だ青少年活動という法概念は登場していないが、第二次大戦後における青少年活動の現実的展開にとって重要な意味をもつ二つの原則が規定されていた。一つは、青少年援助の公的担い手である青少年事務所は青少年団体を助成するという原則である(第5条2項)。今一つは民間優先の原則であって、「民間の青少年援助実施者による適切な施設や催しが現に存在したり、それが拡充されたり、もしくは新たに創り出されたりする限り、青少年事務所による独自の施設や催しは見合わせなければならない。」(第5条3項)というものである。

青少年活動は旧青少年福祉法上の規定の貧しさにも拘らず、この二つの原則を拠り所にして現実には民間サイドの担い手によって、同法の規定を乗り越えて多様な発展を遂げてきた。とりわけ60年代以降進行するドイツ社会の構造的変容、青少年を取り巻く生活・文化環境の変化、青少年による社会的・政治的プロテスト、80年代における環境保護運動、オルターナティブ運動、平和運動、大人と青年との間に横わる深刻な〈世代間問題〉など、ドイツの現代社会が孕んできた諸問題は、青少年活動の分野にも新たな課題を提起し、その活動内容を拡大させてきた。そしてこのような現実を背景として旧青少年福祉法の改正がこれまで再三試みられてきたが、ついに1990年3月、ドイツ連邦議会は新しい児童・青少年援助法を可決し、同年5月、連邦参議院もこれに同意した。ここに児童・青少年援

助法は青少年福祉法にとってかわって、1991年1月から施行されるに至ったのである。

2. 児童・青少年援助法による青少年活動の規定

新しく施行された児童・青少年援助法⁽³⁾（以下単に新法という）は、第1章〔総則〕において青少年援助事業の類別を行い、その冒頭に青少年活動を位置づけるとともに、第2章〔青少年援助の事業〕・第1節のはじめの二つの条項によってその内容を規定した。次にその条項を紹介しておこう。

第2章 青少年援助の事業

第1節 青少年活動、青少年のための社会福祉活動、児童・青少年の教育的保護

第11条 青少年活動

- (1) 若い人人には、彼らの発達を促進するために必要な青少年活動の事業が提供されなければならない。それらは、若い人人の利益と結びつき、彼らの参加のもとに決定され具体化されるべきであるし、彼らに自己決定の能力を付与するとともに、社会的な共同責任と社会参加(soziales Engagement)に向けて彼らを励まし導くべきである。
- (2) 青少年活動は青少年団体、地域の青少年団、青少年イニシアチブ、その他の青少年活動事業実施者および公的な青少年援助実施者によって提供される。青少年活動は、メンバーに提供される事業、誰にでも開かれている青少年活動および団体向けに提供される事業からなる。
- (3) 青少年活動の主な事業は以下の通りである：
 1. 一般教養、政治、社会、健康、文化、博物および技術に関する教育を行う校外青少年教育
 2. スポーツ、遊戯および社交の青少年活動
 3. 職場、学校および家庭に関わる青少年活動
 4. 国内の青少年活動と国際的な青少年活動
 5. 児童・青少年のレクリエーション
 6. 青少年相談
- (4) 青少年活動の事業は、27歳以上の者であっても適当な範囲であれば、これを含めることができる。

第12条 青少年団体の助成

154 自由研究

- (1) 青少年団体と地域の青少年団の自己責任ある活動は、自己の規約に基づいた独自の生活は守りながら、第74条の定めるところによって助成されなければならない。
- (2) 青少年団体と地域の青少年団における青少年活動は、若い人人自身によって企画され、彼らの連帯のもとに具体化され、それに対する共同責任は彼ら自身が負う。彼らの活動は継続しており、通常は自己のメンバーに対して行われるが、メンバーではない若い人人をも対象にすることができる。青少年団体とその連合は、若い人人の願いと利益を表明し代表する。

このように新法において青少年活動は、青少年援助のなかの独自の領域としてとらえられ、しかもその冒頭に位置づけられることになった。さらに同法第79条2項第2段により、「公的な青少年援助実施者は、青少年援助のために用意された資金のうち、適当な割合を青少年活動に使用しなければならない。」と財政的側面から、国および地方公共団体に青少年活動への助成義務を課してもいるのである。これらのことは旧法と比較した場合、まず第一に指摘しなければならない大きな違いであり、極めて注目すべきことであるといわなければならない。これによって青少年活動はドイツの法制史上はじめて法概念として登場し、新たな意義を付与されるに至ったのである。

3. 青少年活動の概念について

新法において青少年活動がどのようにとらえられているか、上述の第11条・第12条を手掛りに今少し立ち入って考察してみよう。

- 1) 第11条1項は「若い人人には、彼らの発達を促進するために必要な青少年活動の事業が提供されなければならない。」と規定しているが、それは第1章総則の宣言的規定、すなわち、「すべて若い人は、自己の発達の助成を求める権利、および自己責任と共同生活能力を有する人格(eine eigenverantwortliche und gemeinschaftsfähige Persönlichkeit)への教育を求める権利をもつ。」(第1条1項)、「青少年援助は1項の権利を実現するために、とりわけ以下のことを行うべきである。1. 若い人人の個性的で社会的な発達を促進し、不利益を防止もしくは除去することに寄与する。」(同3項)の規定に対応するものとして理解しなければならない。したがって新法のいう青少年活動の根底には、権利としての青少年活動という考えが横たわっていると見るべきであろう。
- 2) 新法のいう青少年活動は、青少年が行う活動一般を指すのではなく、社会に

よって、厳密に言えば民間の青少年活動の担い手と公的な青少年援助実施者によって提供される事業をいう。

- 3) 青少年活動の基本的なねらいは、若い人人の自己決定能力、社会的共同責任と社会参加の能力の育成を目ざすことにある。したがって当然のことながらそれは、精神的身体的ハンディキャップや社会的ハンディキャップの克服を主たる任務とする社会福祉的事业とは区別される。
- 4) 青少年活動は、知識や技術の習得を目的とする校外青少年教育(außerschulische Jugendbildung)に限定されるものではなく、それ以外にスポーツ、レクリエーション、社交の集い、相談事業など巾広い分野を含むものとして理解されている。H. ギーゼッケに倣って言えば、青少年活動は、学校や職場の外で行われる、青少年の学習・社会化援助(Lern- und Sozialisationshilfe)である。⁽⁴⁾
- 5) 青少年活動は、若い人人の利益と結びつき、彼らの参加のもとに決定され具体化されること目ざす取り組みである。したがってそれは本質において支配や統制からの自由、青少年の自治・自律性といった原理と不可分の関係にある、という。このことは新法の総則として規定された「希望表明権と選択権」、すなわち「受給資格者(Leistungsberechtigter)」は、さまざまな実施者やサービスの中から選択する権利をもつとともに、その援助の具体化に関して希望を表明する権利をもつ。」(第5条)、および「参加権」すなわち「児童と少年は、その発達水準に応じて、彼らに関わるすべての公的青少年援助の決定に参加させられなければならない。」(第8条)に対応するものである。
- 6) 青少年活動は若い人(junger Mensch)を対象としているが、新法でいう若い人とは、総則第7条により、27歳未満の人のことを指している。同条1項は、14歳未満の者を児童(Kind)、14歳以上18歳未満の者を少年(Jugendlicher)、18歳以上27歳未満の者を青年(junger Volljähriger)と規定している。したがって青少年活動の対象者は原則として27歳以下のすべての児童・青少年である。但し、第11条4項により、27歳以上の者であっても適当な範囲であれば、これを認めた。この例外規定はとりわけ青少年団体の持続的な発展にとって意味をもつものと思われる。

4. 青少年活動の担い手

青少年活動の担い手について新法は、それが民間の実施者と公的な実施者から成ると規定した。このこと自体旧法と同じであるが、新法は青少年活動そのものに即してより具体的に規定している。即ち、民間の担い手としては最初に青少年

団体(Jugendverbände)と地域の青少年団(Jugendgruppe)を、次いで新たに青少年イニシアチブ(Jugendinitiative)を、そして最後にその他の青少年活動事業実施者(これには教会や伝統的な社会福祉事業団体が含まれる)を挙げている。

青少年団体と地域青少年団の意義について旧法は何ら触れることはなかったが、新法は第12条2項で一定の概念化を試みていることは注目に値する。周知のようにドイツにおいて青少年団体という場合、それは主として市町村レベルの地域を超えて、広範囲に亘って組織されている青少年団体のことをいうのであって、ドイツ赤十字青少年団など特定分野の活動に従事する団体、労働組合や政党の青少年団体、余暇・スポーツ活動を中心とする青少年団体、宗教団体の組織する青少年団体など、その目的、組織、活動内容と形式において実に多種多様な存在である。こうした現状にあって新法は、助成の対象としての青少年団体について少くとも次の四つの条件を具えていることを要請した。

①青少年団体と地域青少年団は、自己決定と共同責任の原則に基づいた自己組織であること、換言すれば民主主義的組織原理によって運営されていること。

②青少年団体と地域青少年団の活動は継続して行われていること。

③青少年団体と地域青少年団の活動は、一般には自己のメンバーを対象として行われるが、メンバー以外の若い人人も対象にすることができること。

④青少年団体とその連合は、若い人人の願いと利益を表明し代表すること。

以上の四つの条件のうちでも①の民主主義的組織原理と、④の若い世代の利益を代表する資格の附与とは、とくに重要な要件であり注目するに値する。

地域の青少年団とは、超地域的な組織である青少年団体の、地域(主として市町村)レベルでの基本的組織・活動形態のことをいう。この地域青少年団においては、適当な数の若者たちが定期的に集まり(一般的には週に一回)、帰属する青少年団体の伝統的な活動を行うとともに、それ以外にも楽しい集いやハイキング、パーティーや討論などメンバーの要求に基づいて幅広い多彩な活動を展開する。こうした地域青少年団は、規約により定められた正式の組織である青少年団体の基礎組織であって、通例は一人のリーダー(Gruppenleiter)をもっているが、州や全国レベルの青少年団体に対しては一定の自律性をもつといわれている。⁽⁵⁾

この地域青少年団はとりわけ60年代以降、青少年を取り巻く生活・文化環境の変化、若者の興味や関心の多様化に対応した、青少年団体の新しいあり方として注目されて以来、青少年活動の分野においてもそれが占める役割は益々大きくなってきている。このような現実を反映して新法は、若い人人の利益を代表する資格を除いては、地域青少年団を伝統的な青少年団体と同列に取り扱っているのである。

青少年イニシアチブは、青少年活動の民間の担い手として、新法によりはじめて認知された。これは、若者たちが当面する問題を、既存の青少年団体や地域青少年団によらないで、自分達自身で自発的に取り組む形態であって、いわば青年による自発的な市民運動の性格をもっている。1990年、連邦青少年・家庭・保健省が発表した「青少年報告」(Jugendbericht)は、この青少年イニシアチブについて次のように述べている。

「青少年援助事業はこれまで自助(Selbsthilfe)や市民イニシアチブによっても提供されてきたが、これは今後益々強まることであろう。例えば、ストレスもしくは病気の児童をもつ家族が互いに助け合うグループ、青少年文化クラブ、困難を抱える思春期の若者(家出、売春、身心の障害、精神的ストレスなど)を支える居住地域のグループ、静かな交通地帯や遊び場を作ろうとして地方政治へ働きかけるイニシアチブなど…。

このようなイニシアチブは既存の青少年援助に対する挑戦としても理解されなければならない。それらは国もしくは民間諸団体による青少年援助の手の及んでいない分野で取り組んでいる：それらは問題に対する鋭い感受性と組織的能力をもって行動するが、そこには、国家や民間諸団体の活動計画とは全く離れたところで、もしくはその周辺のところ、自発的に、自主的に、自己の権限において活動しようとする意思が働いている。」⁽⁶⁾

「青少年報告」では、青少年自身の手になるイニシアチブと児童・青少年のために取り組まれる市民のイニシアチブとが区別されないまま述べられているが、新法でいう青少年イニシアチブは前者の意味であって、後者のそれは、新法でいう「その他の青少年活動事業実施者」の中に数えられるべきものである。ともあれ「青少年報告」で述べられた現実を直視し、既存の青少年団体や地域青少年団の他に、こうした青少年イニシアチブを青少年活動実施者として認知したことは、画期的意義をもつといつてよいであろう。

新法が青少年活動の民間の担い手として最後に挙げた「その他の青少年活動事業実施者」については、新法において何ら具体的に言及されていない。しかし青少年活動に関わる事業が歴史的に教会をはじめとした宗教団体や民間の社会福祉事業団体によって担われてきたし、現在も担われている以上、それらは新法のいう「その他の青少年活動事業実施者」の中に位置づけるべきものである。事実新法においても、教会と公法上の宗教団体、および連邦レベルで連合した民間社会福祉事業団体を「公認の民間青少年援助実施者」と指定し、さまざまな権限を付与しているのである(第75条3項)。

青少年活動の公的な担い手は、青少年援助の任務を担当する青少年事務所であ

る。これについては、許された紙数の関係もあり、稿を改めて論じることにした。い。ともあれ新法は、青少年活動の担い手について独自の条文を設けたこと、助成の対象となる青少年団体に対し民主主義的組織原理を要請したこと、地域青少年団の意義を認めそれを伝統的な青少年団体とほぼ対等に位置づけたこと、青少年イニシアチブを青少年活動の担い手として初めて認知したこと、などの点において旧法と比較して大きく改善されたといえるであろう。

5. 青少年活動の活動内容をめぐって

すでに言及したように、新法によれば青少年活動は、青少年団体や地域青少年団のメンバーを対象とした事業、誰にでも開かれている青少年活動、および青少年団体向けに提供される事業（例えば指導者や職員の養成など）から成っていると、その主な活動内容として6つの領域を挙げている。それを旧法と比較してみると、①学校や職場以外における青少年の学習活動を第一に掲げ、校外青少年教育の多様な教育内容を具体的に例示したこと、②家庭、学校および職場で直面する困難な問題を援助するための青少年活動を独自に挙げたこと、③深刻な失業問題、性や飲酒に関わる問題などを背景に近年著しく発展を遂げてきた青少年相談事業を独立した領域として措定したこと、④心身に障害のある青少年、犯罪を犯すおそれのある青少年、社会的にハンディキャップのある青少年などに対する保護的・社会福祉的活動は、「青少年のための社会福祉的活動(Jugendsozialarbeit)」として第13条に規定し、一般の青少年を対象とする青少年活動とは明確に区別したこと、などの点に新法の特徴が伺える。

ところで青少年活動の活動領域をどのように規定するかをめぐっては、新法の制定過程において大いに論議されたテーマの一つであったといわれている⁽⁷⁾。例えばプロテスタントの青少年諸団体から構成されるプロテスタント青少年共同体(Arbeitsgemeinschaft der Evangelischen Jugend)は、第1号の校外青少年教育に関わって、新法は〈女子教育〉、〈平和教育〉、〈環境保護教育〉および〈宗教教育〉を欠落させている、と批判した。またドイツ社会主義青少年団「ファルケン」(Sozialistische Jugend Deutschlands - Die Falken)は、第1号に挙げられた政治教育に関わって、政治教育は青少年活動の独自の任務であり、活動の全般に亘る原理であり、他の活動に対して優位に位置づく原理として強調されるべきである、と主張した。これと関連して公務・運輸・交通労働組合は、連邦議会における審議過程において第1号の文言を、「学校外の政治的および社会的教育」と修正するよう提案した。さらにドイツカトリック青年同盟の代表者は、立法権限その

ものにまで踏み込んで問題視し、「広範囲に及ぶ多様な青少年活動を規格化したリ、助成の対象となる施設や事業を選別することは、立法者の任務ではない。」と批判した。彼らによれば、独自の重点を設定して率先して活動するのは、本来民間の担い手の本性に関わることであって、そもそも立法者には青少年活動の重点について規範的に述べることができるか疑問である、というのである。

いずれにせよ我われがここで確認できることは、青少年活動の重点めぐってはドイツ国内にさまざまな意見があり、新法の規定はいわば妥協に基づいて成立をみたということ、そこにはP. ムロツィンスキーも指摘するように⁽⁸⁾女子教育、消費者教育、環境保護教育などの重要な領域が欠落していること、そうした問題点を孕みつつも旧法に比較すれば、青少年活動を家庭、学校および職場と並ぶ独自の教育・活動分野としてとらえようとする立法者の意志が表明されている、ということができる。今後各州レベルでの制定が予想される青少年援助法または校外青少年教育法、さらにはまた連邦・各州レベルでの青少年計画策定作業の段階において、この問題をめぐってさらに論議されていくものと思われる。

6. 公的な青少年活動と民間の青少年活動との関係

— パートナーシップ原理

青少年活動をめぐる公的な担い手（国家〈連邦政府〉、州〈州政府〉、郡および郡独立都市）と民間の担い手との関係について、新法は総則の第4条〔公的な青少年援助と民間の青少年援助との協同〕として、次のようにその基本原則を定めた。

- (1) 公的な青少年援助は、若い人人とその家族の福祉のために、民間の青少年援助とパートナーシップのもとに協同すべきである。その場合公的な青少年援助は、民間の青少年援助の目標設定、課題の遂行および組織構造の形成において、その自主性を尊重しなければならない。
- (2) 適当な施設、サービスおよび催しが公認の民間青少年援助実施者によって営まれうるか、または適当な時機に創り出されうる限り、公的な青少年援助は独自の措置を見合わせるべきである。
- (3) 公的な青少年援助はこの法典により民間の青少年援助を助成するが、助成にあたってはさまざまな形態の自助を強めるべきである。

第(1)項のパートナーシップの原理が新しく導入されるに至った背景には、70年代において、民間の担い手を助成する条件をめぐって、国家と民間の担い手との間に鋭い対立が生まれたという経緯があった。問題の発端は、1971年1月、連邦政府が民間実施者を助成するにあたって、「自由主義—民主主義の基本秩序、およ

び議会主義・代議制による意思形成の是認」という条件を民間側に突き付けたことにある。既存の価値や秩序に対する批判運動が青年・学生を中心に激しく展開されるなか、当時の西ドイツの主要な青少年団体を結集した連邦青少年連合(Bundesjugendring)は、この政府の方針に対し、民間の青少年活動を著しく圧迫するものとして激しく反対した。この事件を契機に、青少年活動を含む青少年援助をめぐる、民間の担い手と国家との関係が新たため問われることになった。そこで双方の関係者の間で4年に及ぶ協議が重ねられ、漸く1978年、連邦青少年・家庭・保健大臣は次のような見解を表明するに至った。

「民主主義社会は、様々な政治的、世界観的および社会的方向性をもった社会的諸勢力と諸団体の多様性なしでは考えられない。この多様性こそ各市民とその団体が有する自由の権利の真の表われであって、それに基づき市民は自己の社会参加の目標、内容、形態および規模を決定する。

社会的学習(sozial Lernen)の分野としての青少年活動は、その主要な目標が民主主義的生活に対して文化的、社会的および政治的に参加する意思と能力を育成しかつ向上させることにある以上、それは社会と同様に、それ自身多様な構造をもっていなければならない。しかもこの分野における民間実施者の参加と活動の権利は固有なものであって、国家による助成をまっしてはじめて正当化されるものではない。さらにまた民間の実施者はその活動によって、国が最終的な責任を負っている公的課題の実現に寄与する。したがって民間実施者に青少年援助の諸課題を遂行してもらうと共に、それに対して適当なかたちで国家が公費の助成をするのは、まさに自らの責任の表われである。

……国家と民間実施者との関係は、上位・下位の関係の原理ではなく、双方が義務を負うところの、信頼と責任に基づくパートナーシップの精神によって規定される。このパートナーシップが国家に対して要請することは、国家が民間実施者の自律性(Autonomie)を承認すること、および民間実施者との協議をふまえて指針となるような原則的な決定をすることである。パートナーシップが民間実施者に対して要請することは、国家が公共の福祉に対する全体責任から、さらにまた社会政策上の緊急な必要性に基づいて策定した、重点的な青少年助成事業の実現にあたって、国家を支援することである。」⁽⁹⁾

国家と民間実施者との関係についてのこの見解は、両者がこれまでのいわば曖昧な関係、ややもすれば国家優位の関係から、パートナーシップの原理に立つ新しい、対等の関係に入ることを明確に宣言するものであった。成程旧法においても、「青少年事務所は……青少年福祉を推進する民間の活動を、その自立性と合法的性格を守りつつ支援・奨励するとともに、それらの協力のもとに、公的青少年

活動と民間青少年活動にかかわるすべての機関や施設の、計画的で緊密な連携をはかるために、それらと力を合わせなければならない。」(第7条)と規定している。しかし旧法には民間実施者の活動を権利としてとらえる規定はなく、また助成のための諸原理についても各州の判断に委ねてしまっていたのである(第8条1項)。

これに対し先の連邦青少年・家庭・保健大臣の見解は、青少年活動の分野における民間実施者の活動が市民の固有の権利に由来するものであることを認め、国家と民間実施者との間の上・下関係の原理を明確に否定した。その上で見解は、両者が信頼と責任に基づくパートナーシップの原理に立つものであることを明らかにした。先きに紹介した新法総則第4条〔公的な青少年援助と民間の青少年援助との協同〕は、こうした見解を法的に表現したものであるといえよう。この総則的規定をうけて新法は第5章において、「第1節 公的な青少年援助の担い手」、「第2節 民間の青少年援助との協同」、「第3節 全体責任 青少年援助計画」を、第6章「中央の任務」において州および連邦政府の任務と権限を、それぞれ規定したのである。それらの詳細については別の機会にゆずらざるを得ないが、いずれにせよ新法がパートナーシップの原理を導入したことは、この分野の法制史上画期的なことであるといわなければならない。そしてこのことは、青少年活動の今後の展開にとって極めて重要な意義をもつものと思われる。

結びにかえて

残された若干の問題に言及して小論の結びとしたい。

一つは、青少年活動と学校改革との関わりの問題である。W. シェーフォルトによれば、今日ドイツの多くの学校では、教授によらない新しい学習形態が実験的に試みられ、そのための生徒達の共同体(Arbeitsgemeinschaften)やプロジェクト=チームなどの取り組みが盛んになっているという⁽¹⁰⁾。L. ベーニッシュ等もこのことに触れ次のように述べている。「青少年活動は学校に対して不安を抱かなければならないであろうか? 学校に対するそのような新しい不安が存在している。青少年団体は、彼等のライバルとみなされるような種々の取り組みを学校がますます提供している、すなわち学校は課外活動(Neigungskurse)、社会訓練(soziale Trainings)、旅行、キャンプ、演劇・音楽ワークショップをとり行っている、とみなしている。」⁽¹¹⁾

周知のようにドイツの学校教育は伝統的に知育中心であって、ここで指摘されているような取り組みは、従来青少年活動の独占的分野と考えられて来た。した

がって上述のような学校教育改革が今後一層進展していくとすれば、それらの教科外活動をめぐって、学校と青少年活動との関係が問われてくることが予想される。新法はこのことについて具体的に触れることはないが、第81条において、公的青少年援助実施者と、学校や教育行政官署との協同について規定している。W. シューフォルトによれば、青少年援助の担い手と学校との協同は、すでにニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、バーデン・ヴュルテンベルクにおいてははじめられているという⁽¹²⁾。我われはこうした動向にも十分注意を払う必要があるであろう。

今一つは、青少年活動についての考え方、換言すれば、青少年活動とは何か、という古くて新しい問題に関わるものである。B. ミュラーによれば、60年代にH. ギーゼッケ等によって提起された「解放的」かつ徹底して教育的な青少年活動理論は、70年代に入ってH. レッシング等の「反資本主義的」青少年活動理論——それは階級分析の視点に立ち、政治斗争と学習過程の統一を目指す理論——によって厳しく批判され、かなりその影響力を失ったという。しかし1986年になってH. レッシングは自己批判をし、「我われは青少年についての理想像や、青少年活動に従事した活動的で党のシンパである青年労働者の理想像から出発した」けれども、結局はそれに贖いたという総括をしたが、それ以来今日に至るまで学校外教育は理論的混乱状態が続いているという。⁽¹³⁾

L. ベーニッシュ等も独自の視点から、青少年活動の従来のパラダイムを転換する必要性を主張している。彼のそうした考えの背景には、青少年活動は今日、「青年期の構造変化と青少年活動そのものの社会的移転(gesellschaftliche Ortsveränderung)に直面している」という認識がある。すなわち彼によれば、青年はかなり以前から、導きを受ける文化的過渡期という性格を脱し、社会文化的には人生の独自の段階へと自立した、というのである。したがってそれは最早未来に向けてのみ準備すべき年齢ではなく、その日常生活において青年は最も強く現在に関心を向けている。このことの結果としていえることは、青少年活動はもはやただ公的な教育領域として理解されるのではなく、著しく拡大された、青少年のための社会的、文化的および社会政策的活動になったということである。このような視点に立ってL. ベーニッシュ等は、青少年の自己実現の場としての社会的空間、および体験・行動を重視する新しい青少年活動の考え方を提起している。⁽¹⁴⁾

かつて60年代に、H. ギーゼッケ等によって「青少年活動とは何か？」が問われたが、今日また、青少年と青少年活動をめぐる新たな状況の下に、L. ベーニッシュ等によって「青少年活動は何のために？」が問われている。ドイツの青少年活動は児童・青少年援助法の制定を境に、理論的にも新しい段階を迎えつつあ

るように思われる。

注

- (1) Giesecke, Hermann., Die Jugendarbeit, Juventa Verlag, 1983, P.86
- (2) Gesetz für Jugendwohlfahrt in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. April 1977. In : Jans, K-W. / Happe, G.(Hrsg.), Jugendwohlfahrtsgesetz, Deutscher Gemeindeverlag GmbH und Verlag W.Kohlhammer GmbH, 1983.
- (3) Gesetz zur Neuordnung des Kinder- und Jugendhilferechts(Kinder- und Jugendhilfegesetz-KJHG) vom 26. Juni 1990. In : Wiesner, R. / Zarbock, WH.(Hrsg.), Das neue Kinder- und Jugendhilfegesetz(KJHG), Carl Heymanns Verlag KG, 1991.
- (4) Giesecke, Hermann., a.a.O., P.14
- (5) <Jugendverbände>, <Jugendgruppe>については以下の文献を参照。
 ①Kreft, D. / Mielenz, I.(Hrsg.), Wörterbuch Soziale Arbeit, Beltz Verlag, 1980.
 ②Eyferth, H. / Otto, H-U. / Thiersch, H.(Hrsg.), Handbuch zur Sozialarbeit/Sozialpädagogik, Luchterhand Verlag, 1987.
- (6) Bernzen, C., Zukunft der Jugendarbeit. In : Wiesner, R. / Zarbock, WH.(Hrsg.), a.a.O., PP.253-254
- (7) 新法の制定過程に関わる論述は、次の論文に拠っている。
 Bernzen, C., a.a.O., PP.258-261
- (8) Mrozynski, P., Das neue Kinder- und Jugendhilfegesetz, Verlag C.H. Beck, 1991, P.56
- (9) Giesecke, H., a.a.O., PP.94-95
- (10) Schefold, W., Jugendhilfe, Bildung und Erziehung - Zum Mit-, Neben- und Gegeneinander der Institutionen und Ideen. In : Arbeitsgemeinschaft für Jugendhilfe/Deutsches Jugendinstitut(Hg.), Der Jugend eine Zukunft sichern, Votum Verlag, 1991, P.97
- (11) Böhnisch, L./ Münchmeier, R., Wozu Jugendarbeit?, Juventa Verlag, 1989, P.190
- (12) Schefold, W., a.a.O., P.97
- (13) Müller, B., Außerschulische Jugendbildung oder : Warum versteckt Jugendarbeit ihren Bildungsanspruch? In : deutschejugend. Zeitschrift für

164 自由研究

die Jugendarbeit. Herausgeber und Verlag : Juventa Verlag, Juli-August 1993. PP.310-311

- (14) Böhnisch, L./ Münchmeier, R., Pädagogikdes Jugendraums, Juventa Verlag, 1990, P.11